

民生児童委員の改選手順について

<事務局推薦方針案>

“やむを得ない理由がある方を除き、出来る限り再任をお願いする”
“現在1期、2期目の委員には特に再任を勧める”



辞任の意向



自治会長に辞任の意向を伝えて頂く



その上で

事務局（福祉課 鎌田課長、友定）へ辞任を伝えて頂く（口頭又は文書）

期限：7月11日（木）まで



該当する自治会へ交代人員の選出を依頼（事務局・町）し、自治会より回答（本人了解の上）を得る 期限：8月下旬（主任児童委員は除く）

- ・ 7月23日自治会長会において改選の今後の進め方についての説明を行う。
「民生委員・児童委員とは」「担当世帯数一覧」
- ・ 辞任の意向を示された委員の該当自治会に対し選出者の選出依頼を行う。
（自治会長会、個別対応）
- ・ 担当自治会を複数もつ委員の辞任に伴う推薦においては該当する自治会同士で決定して頂く
- ・ 自治会より8月下旬を目処に本人了解の上で報告していただく。（電話可）



北栄町民生委員推薦会を開催

<9月上旬決定見込>

（担当）福祉課 福祉支援室
友定
電話：37-5852

北栄町担当世帯数 一覧 (H25. 4. 1)

※ 網掛け部分は選出をお願いしている自治会

部落・団地名	自治会別	委員担当別	独居高齢者数
江北	163	163	8
江北浜	69	91	3
小河原団地	22		
東新田場	50	93	2
西新田場	43		
国坂	66	66	10
国坂浜	116	116	16
大野	80	102	7
山西	22		
田井	129	129	6
土下	101	193	6
中央団地	92		
米里	91	91	11
北条島	78	115	14
向山団地	37		
北尾	63	107	12
駅前	44		
弓原	124	173	17
弓原浜	49		
下神	118	185	7
さつきヶ丘団地	67		
松神	123	123	8
曲	96	96	8
みどり1区	136	136	7
みどり西団地	193	193	9
みどり南団地	142	198	4
さくら団地	56		
国坂東	84	122	4
国坂中団地	38		
みどり2区	119	119	12
西園	198	198	19
東園	99	166	5
東園浜	67		
六尾	128	173	10
六尾北	45		
瀬戸	126	126	8
原	100	124	9
穂波	24		
大島	86	99	8
西穂波	13		
亀谷	107	107	4
東亀谷	122	61	11
下種	47	88	4
上種	24		
茶ヶ条	17		
西高尾	38	71	3
東高尾	33		
岩坪	17	40	2
高千穂	23		
由良宿1区	210	105	14
由良宿2区(IR北)	100	105	
由良宿4区	69	169	11
由良宿3区	122	122	10
由良宿5区	63	120	3
由良宿6区	57		
由良宿2区(IR南)	53		
由良宿7区	47	171	11
緑ヶ丘	71		
妻波	166	166	8
大谷	265	132	16
別所	23	133	
比山	22	79	5
青木	19		
二子塚	15		
	5227	5227	332

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されている福祉に関するボランティアです。民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼ねることとされ、児童福祉の推進にも重要な役割を担っています。民生委員・児童委員の職務は、地域住民の生活状態の把握、相談、助言、援助を行なうとともに、福祉関係機関や施設などに対する協力等きわめて広範囲に及んでいます。また、児童に関する問題を専門に担当する主任児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、地域住民の要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等の訪問・相談など、住民が安心して暮らすことが出来るよう、それぞれの地域の実状に応じて自主的な活動を行なっています。

社会調査	担当地区内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
相談	地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
情報提供	福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
連絡通報	住民が、個々の福祉ニーズに応じたサービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を努めます。
調整	住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
生活支援	住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっています。
意見具申	活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

主任児童委員の活動

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、原則として区域を担当しないこととされていますが、地域の個別ケースについては児童委員と連携して活動しています。主任児童委員は、以下の業務を通じて地区担当児童委員の活動に協力しています。

- 1 児童福祉関係機関・学校・施設等との連携
- 2 区域担当児童委員への援助活動
- 3 要援護児童・家庭への援助
- 4 民生委員児童委員協議会事業の企画、実施への援助

北栄町民生委員児童委員協議会における活動

- 北栄町には、45名の委員(うち主任児童委員3名)が厚生労働大臣から委嘱を受け、担当地区において日常活動を行うほか、毎月1回定例会を開催して福祉制度の研修や課題の検討、連絡調整等を行なっています。
- このほか、協議会の中に4部会(総務部会、社会部会、福祉部会、児童部会)を設置し、様々な課題についての各種研修やボランティア活動等を行っています。